

被処分者の氏名又は法人名称	佐藤 啓子
登録番号又は法人番号	00089132
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所所在地	新宿区高田馬場一丁目32番14号UKビル9階
処分年月日	令和2年9月16日
処分内容（種類）	令和2年9月25日から令和3年3月24日まで6月間の業務の停止
上記処分をした理由	<p>法第10条に違反する以下の事実が確認できたため、処分を実施する。</p> <p>(1) 被処分者は、平成23年6月9日に、依頼者からビザ取得申請業務を受任し、業務が途中で滞ったために契約解除と書類の返還を求められたが応じなかった。</p> <p>(2) 被処分者は、平成23年11月24日に、申請要件を欠く依頼者から在留資格許可申請業務を受任し、業務着手前に契約解除及び報酬の返還を求められたが応じなかった。</p> <p>(3) 被処分者は、平成23年12月28日に、申請要件を欠く依頼者から帰化許可申請業務を受任し、業務完了前に契約解除及び報酬の返還を求められたが応じなかった。</p> <p>(4) 被処分者は、平成23年9月27日に、依頼者から在留期間更新許可申請業務を受任し、業務着手前に契約解除及び報酬の返還を求められたが応じなかった。</p> <p>(5) 被処分者は、平成23年11月21日に、依頼者から在留期間更新許可申請業務を受任し、被処分者の不十分な業務内容から不許可となったために、契約解除及び報酬の返還を求められたが応じなかった。</p>
上記処分の根拠となる法令	行政書士法第14条第2号